

鳥取県中山間地域を支える水田農業支援事業実施要領

第1 目的

県内の中山間地域を中心に、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）（以下、「基盤法」という。）第12条第1項の規定に基づき市町村の認定を受けた者をいう。以下同じ。）ではないが、小規模な集落単位等で地域の水田農業を支えている農業者が数多く見られるところであり、県は、そのような中山間地域で水田農業を支える農業者を育成するとともに、地域の水田農業の維持・発展を図ることを目的とする。

第2 定義

1 地域

この要領において「地域」とは、地縁のある1から数集落までの範囲とする。

2 基幹的農作業

この要領において「基幹的農作業」とは、水田の耕起、代かき又は整地、田植え又は播種、病害虫防除、収穫、乾燥・調製等の農作業とする。

3 対象水田面積

この要領において「対象水田面積」とは、実施主体が、農業経営（一部の基幹的農作業に係る農業用機械の利用又は受託作業を行うものを除く。以下同じ。）又は基幹的農作業のうち1種類以上に係る農業用機械の利用又は受託作業を行う地域の水田の合計面積から認定農業者及び認定新規就農者（基盤法第12条第1項及び第14条の4第1項の規定に基づき市町村の認定を受けた者をいう。）や、地域計画において地域内の農業を担う者（目標地図に位置付ける者）に位置付けられている（以下、「地域計画の目標地図に位置付けられている」という。）者、人・農地プランに中心経営体として位置付けられている者など市町村長が認める担い手が利用権を有する又は実施主体と競合する基幹的農作業の受託を行っている水田面積を除いた面積とする。

4 集積水田面積

この要領において「集積水田面積」とは、実施主体が、農業経営又は基幹的農作業のうち1種類以上に係る農業用機械の利用又は受託作業を行う水田の合計面積とする。

5 集積率

この要領において「集積率」とは、「集積水田面積」を「対象水田面積」で除した割合とする。

6 経営集積率

この要領において「経営集積率」とは、「実施主体が、農業経営を行う水田の合計面積」を「対象水田面積」で除した割合とする。

7 地域計画

この要領において「地域計画」とは、基盤法第19条第1項に規定する「地域計画」とし、対象水田面積の範囲の地域計画とする。

8 人・農地プラン

この要領において「人・農地プラン」とは、農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（以下、「中心経営体」という。）、当該地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表されるものとし、対象水田面積の範囲の人・農地プランとする。

9 集落営農組織

この要領において「集落営農組織」とは、地域の水田で農業経営又は基幹的農作業に係る農業用機械の共同利用又は委託を受けて農作業を行い、組織の運営に関する規約を定めている又は定めることが確実な組織とする。

第3 実施主体

本事業の実施主体は、地域計画の目標地図に位置付けられている（令和6年度事業に限り、事業

実施年度内に地域計画の目標地図に位置付けられる見込みであると市町村が認める者を含む。) または、人・農地プランにおいて中心経営体として位置付けられている個人農業者(認定農業者、集落営農組織、集落営農組織の構成員又は認定新規就農者(基盤法第14条の4第1項の規定に基づき市町村の認定を受けた者をいう。))を除く。以下同じ。)とする。ただし、市町村長が同意した概ね3者以内の個人農業者(同一市町村在住者に限る。)の共同体も実施主体とする。

第4 事業の要件

本事業の要件は、(1)から(4)まですべての項目を満たすものとする。

- (1) 地域で農業経営又は基幹的農作業を行う水田が中山間地域内にあること。
- (2) 地域内農業者等による合意形成がなされ、実施主体が在住する市町村長が認めた、集落営農組織化又は認定農業者を目指した事業活用であること。
- (3) 目標年(申請時から3年後)に次のいずれかを目指すこと。
 - ア 農業経営を行う水田の面積(市町村長が同意した概ね3者以内の個人農業者の共同体の場合は合計面積)が概ね2.5ヘクタール以上
 - イ 経営集積率が概ね25パーセント以上
- (4) 主な農業機械(コンバイン等)の導入に当たっては、農業経営又は基幹的農作業を行う水田の目標面積が、農業機械導入計画書に定めた利用規模の下限を概ね満たすよう努め、その他の機械の導入に当たっても、概ね作業面積等に沿った能力の機械とし、過剰となるような機械導入を排除した利用計画であること。

第5 支援内容等

本事業の支援内容等は、下記のとおりとする。

- (1) 水田農業の維持・発展に必要な農業用機械の導入等を行うことができるものとする。ただし、次のものを除く。
 - ア 単なる機械の更新等、現状維持にとどまるもの
 - イ 軽トラック等の汎用性がある車両
 - ウ 不動産(土地・建築物)の購入及び土地基盤の整備に関するもの
 - エ 農業用機械、器具等の導入にあつては、間接補助対象経費(消費税及び地方消費税の額を含む。)が10万円未満のもの
- (2) 納入等その選定に当たっては、鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。
- (3) 本事業の活用は、1実施主体につき1回限りとする。複数機械を導入する場合等で、単年度での事業実施が困難な場合にあつては、連続する2カ年に分けて実施することを可能とするが、個々の事業内容については単年度で完了する必要があること、また2カ年目の予算確保を約束するものでないことに留意する。

第6 事業実施計画

事業実施計画に係る提出書類は、下記のとおりとする。

- (1) 実施主体は、事業開始年度から4年度末時点までの事業実施計画を別紙様式1により策定するものとする。
- (2) 実施主体が実施要領第3ただし書きの場合にあつては、実施主体は、別紙様式2を、前号の計画に添付するものとする。
- (3) 市町村長は、前2号の書面を実施主体から補助金交付申請書に添付して提出させるものとする。
- (4) 実施主体が実施要領第3「事業実施年度内に地域計画の目標地図に位置付けられる見込みであると市町村が認める者」の場合にあつては、市町村が別紙様式3を作成し、補助金交付申請書に添付するものとする。また、位置付け後は速やかに、確認できる書類の写しを所管の地方

事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び西部総合事務所日野振興センターをいう。以下「地方事務所」という。）の長に提出するものとする。

第7 事業実施実績の報告

事業実施実績の報告は、下記のとおりとする。

- (1) 実施主体は、申請書に掲げた目標3年度分に対する機械の利用実績を、別紙様式4により、申請書に掲げる目標最終年度の翌年度5月31日までに市町村長へ報告するものとする。
- (2) (1)の報告を受けた市町村長は、報告書の内容を点検し、適当と認めた場合は、受理した報告書の写しを、提出のあった年度の7月31日までに、所管の地方事務所の長に提出するものとする。
- (3) 地方事務所の長は、(2)の提出を受けた場合は、その内容について点検し、申請書に掲げた目標と著しく乖離するときは、当該実施主体に対して必要な指導を行うとともに、改善に向けた取組を検討するものとする。
- (4) 地方事務所の長は、(3)による点検等を終えた場合は、その内容(第7の(2)により提出された報告書の写しを添付)を農林水産部長に報告するものとする。

第8 その他

- (1) 事業実施主体は、競争原理に基づいた適正な事業費の執行に努めるものとし、特に、機械、設備等を整備する場合は、原則として3者以上の競争入札又は相見積りにより契約業者を決定し、事業費の低減に努めるものとする。
- (2) この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和4年8月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月24日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和6年3月22日から施行し、令和6年度事業から適用する。